依存症地域活動支援センター事業 (ギャンブル等依存症)業務委託 公募型プロポーザル実施要項 (令和4年度)

> 川崎市健康福祉局 障害保健福祉部精神保健課

> > 令和4年3月

1 公募に関する事項・目的

(1) 公募事項

ア 事業名

依存症地域活動支援センター事業(ギャンブル等依存症)

イ 契約予定期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

※市がその業務実施について著しく不適当と認めた場合及びこれに関する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合があります。

ウ実施場所

川崎市内

工 契約方法

公募型企画提案方式による特命随意契約

才 委託料概算金額(令和4年度)(予定)

委託料の概算金額は、18,500,000円以内(消費税及び地方消費税非課税事業・初年度分) を予定しています。

※見積書の積算額については、上記の概算金額以下になるようにしてください。

(2) 事業の目的

ギャンブル等依存症者が依存状態からの回復を目指すには、当事者同士が支え合う活動や専門的なプログラムに参加したり、相談支援を受けたりすることが必要です。この事業はそのような活動を支援し、情報提供や普及啓発活動などを通して依存症者の回復を促進する重要な役割を果たすものとします。本事業は、主としてギャンブル等依存の問題を抱える者を対象として再び依存状態に陥ることを予防し、通所や相談支援等を通して生活を維持し、社会参加や生活状況の向上を図ることを目的とするものです。

2 委託内容

事業内容は以下のとおりです。

(1) ミーティング活動

ミーティングの会場の提供や専門スタッフの派遣などをして、ギャンブル関連の問題を抱える者や その家族がお互いの悩みを共有でき、ギャンブル等依存症についての情報交換ができる交流活動等 を実施する。

(2) 情報提供

利用者及び相談者に対し、ギャンブル関連の問題を抱える者やその家族が直面する問題の解決に資するような、医療、保健、行政等の情報に関する提供を行う。

(3) 普及啓発活動

ギャンブル依存症について社会へ広く周知し、理解を促進するため、セミナーや講演活動の開催、 刊行物の発行などを通して、普及啓発活動を実施する。

(4) 相談活動

ギャンブル等依存症に関する相談について電話や来所などの手段で受け付け、依存症からの回復や 社会復帰につながるように適切な相談支援を実施する。

(5) 地域連携

(1)~(4)の事業実施にあたって、医療、保健、行政機関と日頃から密に連携をとって相互に 情報共有をするなどの協力関係を結び、地域における回復施設の拠点として包括的な支援体制を構 築する。また、事業を実施する地域の特性に応じた相談活動等を適正に履行し、その地域に根差した 支援を実施する。

(6) その他、ギャンブル等依存症の支援に沿った活動

3 プロポーザル参加の資格要件

本運営業務委託の事業者募集に応募することができる事業者は、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 当該契約年度の川崎市業務委託有資格者名簿において、当該契約に対応するとして定めた業種・ 種目に登録されていること。
- (5) 当該事業の内容に関連する業務について1年以上の実績があり、事業実施において必要な知識 や技術を有する常勤専従職員を1名、また、その他事業を実施する職員を1名以上配置できること。
- (6) 法人税、消費税・地方消費税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (8) 法人又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員、その他集団的又は常習的に暴力的不法行為その他の違反行為を行うおそれがある者(及びそれらの利益となる活動を行う者)でないこと。

4 公募スケジュール

令和4年3月11日(金) 公募告知•質問受付

令和4年3月18日(金) 質問締切

令和4年3月22日(火)参加意向申出書類等一式締切

令和4年3月22日(火)以降 質問回答、公表

令和4年4月4日(月)提案資格確認結果通知書の送付令和4年4月15日(金)企画提案書類等一式提出締切

令和4年5月上旬 プロポーザル評価委員会開催(プレゼンテーション)

令和4年5月中 選考結果通知・公表

令和4年6月中 契約締結

5 応募手順について

(1)参加意向申出書及び仕様書等の配布

ア 交付期間

令和4年3月11日(金)から令和4年3月18日(金)まで

(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 交付場所

書面

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課(川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階)で交付します。

• ホームページから

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課ホームページよりダウンロードしてください。

(2) 応募書類について

本事業の受託を希望する事業者は、次の応募書類を作成の上、参加意向申出書一式(ア〜オ)は <u>令和4年3月22日(火)まで</u>に提出してください。また、参加意向申出を提出し、「提案資格あり」の通知を受けた場合は、企画提案書等書類(ウ〜サ)を一式として綴り、正本1部、副本9部(複写可、A4版、横書き、左綴じ)を<u>令和4年4月15日(金)まで</u>に郵送か持参にて提出してください。提出方法についても必ずお読みください。

- ア参加意向申出書
- イ 応募資格を有していることについての申立書(別紙1)
- ウ 法人概要及び法人の理念や事業内容がわかる資料(自由形式)
- 工 職員配置計画書(別紙2)
- 才 役員名簿(別紙3)
- 力 企画提案書(別紙4)
- キ 概算見積書(自由形式・別紙5参照、積算金額は1(1)オで示した金額以下になるようにして ください)
- ク 定款または寄付行為等(自由形式)
- ケ 法人の収支決算書(自由形式)
- コ 履歴事項全部証明書(申請時から3カ月以内に発行されたものの原本)
- サ 印鑑証明書(原本)

●参加意向申出書一式(ア〜オ)の提出方法● 令和4年3月22日(火)必着

- •提出部数【各1部】
 - ① 参加意向申出書
 - ② 申立書(別紙1)
 - ③ 法人概要及び法人の理念や事業内容がわかる資料(自由形式)
 - ④ 役員名簿及び職員配置計画書(別紙2、3)
- 提出場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

(郵送)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

(持参) 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階 TEL 044-200-3608

• 提出方法

郵送または持参(郵送の場合は電話等で到着確認をしてください。)

• 提出期限

3月22日(火)午後5時必着とします。

※事業実績及びメールアドレスについて

「③法人概要及び法人の理念や事業内容がわかる資料」の提出資料にて、当該事業の内容に関連する業務実績(実績年数、事業内容など)及びメールアドレスも記載してください。後ほど参加資格確認の認定、通知送付の際に使用します。

●企画提案書類(ウ~サ)の提出方法● 令和4年4月15日(金)必着

• 提出部数など

以下を一式として①~⑧を<u>順番に綴り</u>、正本1部、副本9部(複写可、A4版、横書き、左綴じ)を提出してください。

- ① 介画提案書(別紙4)
- ② 概算見積書(別紙5参照、自由形式)
- ③ 法人概要及び法人の理念や事業内容がわかる資料(自由形式)
- ④ 定款または寄付行為等(自由形式)
- ⑤ 役員名簿及び職員配置計画書(別紙2、3)
- ⑥ 直近の収支決算書(自由形式)
- ⑦ 履歴事項全部証明書(申請時から3カ月以内に発行されたものの原本)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)

• 提出場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

(郵送) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

(持参) 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階 TEL 044-200-3608

• 提出方法

郵送または持参(郵送の場合は電話等で到着確認をしてください。)

• 提出期限

4月15日(金)午後5時必着とします。

※企画提案書について

- ア 「6 企画提案書の内容及び評価基準について」を参考にして記載してください。
- イ 用紙の大きさは、原則A4版縦、横書き、左綴じとします。ただし、記述内容により、見易さ等に配慮してA4版横又はA3版(綴じる際はA4版の大きさに折り込む。)の使用は可能とします。
- ウ 文章を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能とします。
- エ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で 記述してください。
- オ 提案書のページ数は10ページ以内とします。

※概算見積書作成上の注意

「2 委託内容」で定める事業ごとに項目を分け、さらに内訳を記載してください(別紙5参照 照)。見積額とその積算の根拠を示し、企画内容と見積額とがバランスが取れたものとしてください。委託料の概算金額は、18,500,000円以内(消費税及び地方消費税非課税事業、初年度分)を予定していますのでそれ以下の金額で作成してください。

(3) 留意事項

- ア 応募者が次の事由に該当したときは失格とします。
 - ・応募書類に虚偽の記載がある場合
 - 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
 - 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 応募書類について内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が修正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合はこの限りではありません。
- ウ 応募に要する費用は応募者の負担とします。
- エ 提出された企画提案書は返却しません。

- オ 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退届(別紙6)を提出してください。
- カ 本事業の契約には契約書の作成を要します。
- キ 企画提案書はあくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるかを判断する資料であり、 企画提案書に記載された内容は尊重しますが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限りませ ん。
- ク 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(4) 質問の受付

ア 提出期限

令和4年3月18日(金)午後5時(必着)

イ 提出方法

質問書(ワード、エクセルまたはPDF形式、書式は自由形式)に記入の上、担当者に電子メールで送付してください。電子メールで送信した場合、必ず電話で担当者に質問書が到達したことを確認してください。電話やFAXでは受け付けておりません。

・電子メール

(送信先) 40seisin@city.kawasaki.jp (川崎市健康福祉局精神保健課メールアドレス)

- ・メール件名:【質問】依存症地域活動支援センター事業実施委託事業者募集に関する質問
- ウ 回答送付日及び方法

質問及び回答については、令和4年3月22日(火)以降に順次川崎市ホームページに掲載します。

(5) 提案資格確認結果通知書の交付

- ア 令和4年4月4日(月)予定
- イ 参加意向申出書類一式の提出期限終了後、参加者が参加資格を満たすかを確認し、その結果を電子メールで通知します。
- ウ 参加資格なしとの通知を受けた者は、書面によりその理由に対する説明を求めることができます。 ただし、その期間は通知を受け取った日から7日以内(市役所閉庁日をのぞく)とします。

6 企画提案書の内容及び評価基準について

次の企画内容を提案してください(別紙4)。受託予定者は以下の基準により評価します。

項目		配点
(1)事業運営方針と実績		30点
アー相談支援事業	・ギャンブル等依存症の本人やそ	(10点)
	の家族からの相談を受け、効果的か	
	つ実践的な支援の実施をしている	
	か	
	・必要に応じて、依存症者や家族に	
	適切な医療機関や行政支援を紹介	
	し、適切な支援を実施しているか	
イ 回復支援事業	・当事者や経験者によるミーティ	(10点)
	ング活動、依存症からの回復に効果	
	のある専門的プログラムを実施し	
	ているか	
ウ 日中活動支援の場の提供	・社会生活への復帰の足掛かりと	(10点)

	なる場を提供できているか	
(2)情報提供と普及啓発		20点
ア 情報提供	・当事者や家族が、依存症の解決に	(10点)
	資するような医療、保健、行政等か	
	らの情報提供の実績・計画があるか	
イ 普及啓発	・当事者や経験者を対象にしたセ	(10点)
	ミナー、市民の周知を図るための講	
	演活動の実績・計画があるか	
	・ギャンブル等依存症を主題にし	
	た刊行物発行の実績・計画があるか	
	• その他広く市民に周知する取り	
	組みの実績・計画があるか	
(3)関係機関との連携とネットワーク		15点
	• 医療機関や行政機関との連携の	
	実績があり、日常的に情報共有を	
	しやすい関係性を保持しているか	
	・ 地域の拠点である相談支援施	
	設、回復支援施設としてその地域	
	に根差した支援を実施していける	
	か	
(4) 職員配置と人材育成		15点
ア 職員等の配置	• 事業実施において必要な知識や	(5点)
	技術を有する常勤専従職員が1名	
	配置されているか	
	・その他事業を実施する職員が1	
	名以上配置されているか	
	・適切な人数の職員が配置されて	
	いるか	
イ 依存症経験者の配置	• ギャンブル等依存症であった経	(5点)
	験に基づく支援を実施できる職員	
	の1名以上の配置が可能か	
ウ 人材育成	・恒常的に質の高い職員が配置で	(5点)
	きるように人材育成の計画が策定	
	されているか	
(5)個人情報保護の体制等		10点
ア 個人情報保護、障害者虐待防止対策	・個人情報保護に関する考え方や	(5点)
及び苦情解決体制	知識、取組が適切であるか	
	・職員に対する研修等、障害者虐	
	待防止に対する取組がされている	
	か	
	・苦情を受けた時の対処やフロー	
	が適切かどうか	7-15
イ 緊急時の安全管理体制	・自然災害や事故が発生した場	(5点)

	合、適切な対応、手順のフロー、 連絡体制が共有されているか	
(6) その他	定品体間の共自とれているの	1 0点
(O) COILE		I Om
アー予算積算の妥当性	・見積もり内容が費目ごとに積算	(5点)
	根拠があり、その積算が妥当であ	
	るか。	
イ 事業の理解	• 依存症地域活動支援センター業	(5点)
	務に対する理解、姿勢、熱意が認	
	められるか。	

※ 各配点の考え方

配点が5点の項目

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

配点が10点の項目

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	10	8	6	4	2	0

配点が15点の項目

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	15	12	9	6	3	0

※ 採点基準

(1)配点

1出席委員あたり100点を持ち点として、出席委員数×100点を総合計点数とする。

(2)基準点

総合計点の60%とし、かつ各出席委員の点数が50点以上とする。

7 受託業者選考について

(1) 選考について

以下のとおりとします。

- ア 川崎市健康福祉局内に「依存症地域活動支援センター事業」業務委託プロポーザル評価委員会を 設け、提出された書類をもとに「6 企画提案書の内容及び評価基準について」で定める基準に沿って評価・特定を行い、その選考委員の採点の最高得点業者を受託予定者として選定する。
- イ 上記において同点の場合、経費見積額が低い業者を受託予定者とする。
- ウ 上記においてもなお決しない場合は、選考委員の審議により決定する。
- エ 応募者が1業者のみの場合は、基準点を満たした場合、受託予定者とする。
- オ 得点数は、出席している選考委員の合計点で決する。
- カ 審議結果は書面にて通知する。

(2) プロポーザル評価委員会及びプレゼンテーションの実施について

評価委員会の開催に伴い、次により提案内容に関するプレゼンテーションを行います。

ア 実施日

令和4年5月上旬 ※4月中に、詳細な日程は企画提案参加法人に別途通知します。

イ 選定委員会委員(予定)

1	健康福祉局障害保健福祉部長
2	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
3	総合リハビリテーション推進センターこころの健康課長
4	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長
5	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長

ウ実施場所

川崎市健康福祉局

工 内容

事前に提出した企画提案書類等に基づき、説明15分以内、質疑応答10分で提案を行う。

- オ プレゼンテーションに関する注意点
 - 1法人あたりの出席は、本業務を受託した場合に担当する予定である者を含む3名以下とする。
 - パソコン、プロジェクター、モニター等の機器は利用できない。
 - ・提案会の当日に資料等を追加することはできない。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、5月中にすべての応募法人に文書で通知するとともに、川崎市ホームページで 公表します。

8 その他

(1) プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失するものとします。

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない もの
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 本プロポーザルに関して委員会委員と接触があったもの
- クプレゼンテーションに出席しなかったもの

(2) 結果通知

選定結果は、文書により全ての参加者に通知します。

- ※ 選定結果について説明を希望する場合は、文書を送付した日の翌日から起算し5日後(市役所 閉庁日を除く)に提出場所へその旨を記載した書面を提出してください。
- (3) プロポーザルの取り扱い
- アー提出書類等は、プロポーザル以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- イ 提出書類等は、公正性、透明性を期すため「川崎市情報公開条例(平成13年条例第1号)」 等、関連規定に基づき公開することがある。
- ウ 提出書類等は、プロポーザルを行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することが ある。

エ 提出書類等に虚偽の記載をした場合、プロポーザルを無効にするとともに虚偽の記載をした者に 対し、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせることがある。

(4) その他

- ア 提出書類等に記載した配置予定の従事者は、傷病、死亡、退職等きわめて特別な場合を除き、変更することはできない。
- イ プロポーザルのために作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。
- ウ 提案は、1社につき1案のみとする。
- エ 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続き期間中に指名停止となった場合は、以後の本件に 関する手続きの参加資格を失うものとする。また受託候補者として特定されている場合は、次順位 の者と手続きを行う。
- オ事業を実施するにあたり、問題が発生した場合は、速やかに川崎市へ連絡する。
- カ 受託者は、本要綱に定まる事業実施に関わる関係機関の保存期間については、事業終了後に完結 し、以降5年間保管する。
- キ 本委託事業の実施については、原則として再委託を認めない。
- ク 本委託は、この業務委託事業者募集要項によるほか、川崎市契約規則・関係法規・条例その他の 規定に従い履行する。
- ケ 当該選定結果の効力は、令和4年第2回川崎市議会における本調達に係る予算の議決を要する。

9 担当部署

本件についての担当部署は以下になります。

部署名	川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課		
所在地	〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階		
郵便送付先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地		
電話番号	044-200-3608		
電子メール	40seisin@city.kawasaki.jp		
受付時間	平日午前8時30分~午後5時(正午から午後1時を除く)		

※所在地と郵便送付先が異なりますので、書類を持参又は郵送する場合は御注意ください。